

再犯防止の推進に向けた緊急提言

～再犯防止推進法の施行を踏まえて～

平成29年5月25日

自由民主党政務調査会

再犯防止の推進に向けた緊急提言

～再犯防止推進法の施行を踏まえて～

平成29年5月25日

自由民主党政務調査会

先の国会で、我々が議員立法として取り組んできた「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、昨年12月14日に施行されたところである。本法は、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、官民連携による再犯防止対策の一層の推進に加え、新たに地方公共団体による取組を推進する必要性を明言した画期的なものであり、我が国の再犯防止対策を、新たな段階へと導くものである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を3年後に控え、「世界一安全な日本」の実現のための取組は待ったなしである。本特命委員会においては、我が党の国会議員等に呼びかけて、全国各地で日夜再犯防止に取り組んでいる保護司、協力雇用主等と意見交換会を行うなどして、本法に基づき緊急に取り組むべき事項について議論を重ねてきた。

こうした議論を踏まえ、本特命委員会は、本法の目的を実現し、世界に誇れる再犯のない安全・安心な社会づくりのため、政府において、下記の事項を実施することを強く求める。

記

I 法に基づく新たな再犯防止施策の展開

- 1 地域の再犯防止を推進するための都道府県等に対する国庫補助制度の創設
- 2 刑事司法のあらゆる段階を通じた福祉的支援の充実

II 民間支援の強化と就労・住居の確保の推進

- 1 更生保護サポートセンターの拡充等の保護司活動の支援の強化
- 2 受刑者等に対する教育・職業訓練及び刑務所出所者等に対する就労支援の一層の充実
- 3 更生保護施設の人的体制の強化等による住居支援の充実

III 薬物対策の強化等

- 1 薬物依存症者に対する指導・治療・支援及び水際対策の体制強化
- 2 中学卒・高校中退者対策の推進

I 法に基づく新たな再犯防止施策の展開

1 地域の再犯防止を推進するための都道府県等に対する国庫補助制度の創設

犯罪をした者等の地域における再犯防止と立ち直りのためには、必要な就労、就学、住居、医療、福祉等の多岐にわたる支援が総合的に、かつ、刑事司法機関の関与の終了後も継続的に行われる必要がある。この点で、現在の地域における支援の実情は不十分と言わざるを得ず、再犯防止推進法が規定するとおり、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力及び情報共有のもとで、社会復帰支援のための地域ネットワークの構築を促進しなければならない。

そこで、全ての地方公共団体においてこうした再犯防止の取組を推進するためには、国・地方公共団体・民間が連携し、地域の強みを生かした地方公共団体の取組を国が支援し、その成果を各地方公共団体において共有するとともに、更に広げていくことが効果的であり不可欠である。

このため、国は、次の事項に取り組むべきである。

- 地域の社会資源をつなぐネットワークの構築や継続的な立ち直り支援のための総合調整などの取組を進める都道府県又は政令指定都市に対して、その実施に係る費用を国が補助する仕組みを作ること。

(※) 犯罪対策閣僚会議（平成29年4月18日）において、安倍総理からも、「薬物乱用者、高齢の入所者等を中心に、国だけでなく自治体においても息の長い取組が必要です。全国の自治体において再犯防止対策が推進されるよう、地域の強みを生かす新たな施策の実施も含め、一層強力に取り組んでいただきたい」との指示がなされている。

2 刑事司法のあらゆる段階を通じた福祉的支援の充実

立ち直りに福祉や医療等の支援を必要とする高齢者や障害のある人等に対しては、矯正施設入所中から地域生活定着支援センターと連携して必要な

福祉サービス等の確保を調整する、刑事手続の出口段階での特別調整等が再犯防止に一定の効果을上げていているところである。

一方、罪を犯した高齢者、障害のある人等の中には、起訴猶予や執行猶予となる者など、矯正施設における処遇を経ずに社会内において適切な指導及び支援を受けさせることが再犯防止に有効な者が存在し、再犯防止推進法第21条も、新たに社会内における指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう施策を講ずることを定めている。

これを踏まえ、国は、次の事項に取り組むべきである。

- 刑務所出所者等の出口支援に加え、起訴猶予・執行猶予となる者などの入口支援を推進するため、検察庁・保護観察所の実施体制を整備すること。
- 地域生活定着支援センターの体制・機能の強化を図ること。

(※) 犯罪対策閣僚会議（平成29年4月18日）において、安倍総理からも、「薬物乱用者、高齢の入所者等を中心に、国だけでなく自治体においても息の長い取組が必要です。全国の自治体において再犯防止対策が推進されるよう、地域の強みを生かす新たな施策の実施も含め、一層強力に取り組んでいただきたい」との指示がなされている。

II 民間支援の強化と就労・住居の確保の推進

平成28年12月から同29年4月に、本特命委員会の呼びかけにより国会議員等146名が全国各地で更生保護サポートセンターを視察し、地域の保護司及び協力雇用主と意見交換を行った結果（別添）を踏まえ、次の事項を提言する。

1 更生保護サポートセンターの拡充等の保護司活動の支援の強化

更生保護サポートセンターは、地域社会の安全・安心のため日々活動に従事する保護司の活動拠点として大変重要な役割を果たしている。更生保護サポートセンターのこのような役割の強化が益々期待される一方で、センター未設置の保護司会が385に上ること、保護観察対象者等との面接や関係機

関との協議のためのスペースが不十分なセンターも少なくないなどの課題が見られた。

さらに、保護司会は、更生保護サポートセンターを活用して地方公共団体を始め協力雇用主等の就労関係者、福祉関係者等と連携した取組を活発化させ、各地域において立ち直りを支え再犯・再非行の防止を推し進める重要な役割を担っているが、一層の活性化のためには、これを支援する体制の構築が不可欠である。

また、近年保護司の人員は減少傾向にあり、かつ、その平均年齢は一貫して上昇しているが、保護司適任者の安定的確保は、地方公共団体にとっても、地方における再犯防止を推進する上で極めて重要な課題であり、一層の理解と協力が必要である。

なお、意見交換からは、保護司の定年後も引き続き地域の安全・安心に貢献したいとの尊い志を伺うこともできた。

そこで、次の事項を提言する。

- 早急に、全ての保護司会に更生保護サポートセンターを設置すること。また、広域の保護司会については複数のサポートセンターを設置すること。
- 保護司会の活動を支援するアドバイザー（保護司OB等を活用）を配置するための経費を措置すること。

2 受刑者等に対する教育・職業訓練及び刑務所出所者等に対する就労支援の一層の充実

この5年間で、刑務所出所者中の職業訓練受講者数が約25%増加するとともに、刑務所出所者等を実際に雇用する協力雇用主数は約2倍に増加するなど一定の成果が見られる。その一方で、職業訓練の受講が実際の就労につながっていない、協力雇用主の登録社数に比べて実際に雇用する協力雇用主数は依然一部にとどまっているなどの課題が見られる。加えて、就労後の離職が少なくないこと、若者の雇用については社会人としての指導も必要で協力雇用主の負担が極めて大きいことなどが切実な課題として把握された。

このほか、増加する高齢の出所者のうち就労が可能なものについては適切に就労支援を行うことも重要である。

そこで、次の事項を提言する。

- 受刑者等に対する教育・職業訓練その他就労に結び付ける取組の一層の充実を図ること。
- 仕事が続かない者の就労継続や就労可能な高齢の出所者の就労を支える事業、若者を雇用する協力雇用主に対する支援の充実策を講ずること。

3 更生保護施設の人的体制の強化等による住居支援の充実

平成27年の刑務所出所者の2年以内再入率を見ると、満期釈放者が27.2%であるのに対し仮釈放者は11.2%と顕著に低くなっている。仮釈放になれば社会内で保護観察による指導・支援を受けられることから、刑務所出所後の適当な帰住先を確保し、一人でも多くの受刑者を満期釈放でなく仮釈放にしていく必要がある。

そのためには、身寄りのない者を受け入れて社会復帰のための生活指導等を行う更生保護施設の存在は極めて重要である。そこで、本特命委員会の呼びかけにより国会議員等約150名が実際に全国の更生保護施設を視察し、その職員体制が危機的状況に瀕している実情を踏まえ、平成28年3月31日の視察結果報告において、早急に、少なくとも全施設に1名以上の増員をすべきことを提言したところである。これを受けて、平成29年度政府予算において更生保護施設の約8割に常勤職員1名を増員する措置が講じられたところであるが、国は、引き続き全施設の人的体制の強化に向けて取組を加速すべきである。

そこで、次の事項を提言する。

- 残る更生保護施設22施設について、早急に常勤職員を1名増員すること。

Ⅲ 薬物対策等の強化

1 薬物依存症者に対する指導・治療・支援及び水際対策の体制強化

覚せい剤取締法違反による検挙者数は年間1万人を超え、引き続き高水準にある上、その出所後2年以内再入率は、平成27年出所者について19.2%で、出所者全体の18.0%（いずれも速報値）に比べると高く、薬物対策の推進は引き続き極めて重要な課題である。

薬物依存からの回復には、本人の努力はもとより、地域における長期かつ継続的な支援（息の長い支援）が必要である。しかし、地域における再乱用防止の取組の現状を見ると、平成27年度において、刑務所で薬物依存離脱指導を受講した受刑者のうち、地域の医療機関等で治療や支援を受けた薬物依存のある保護観察対象者は3%程度にとどまるなど、現状において、薬物依存からの回復を支える地域支援体制は極めて弱いと言わざるを得ない。

また、近年、訪日客が急増するとともに、不正薬物の密輸押収量が大幅に増加しており、水際での取締りを強化することも極めて重要である。

そこで、次の事項を提言する。

- 薬物依存症者に対する保護観察の実施体制及び各都道府県に治療拠点となる医療機関を整備すること。
- 薬物依存症者の治療・支援に係る専門的知識・技術を有する人材を育成すること。
- 不正薬物の水際対策を強化するため、税関の担当部署の体制強化を図ること。

2 中学卒・高校中退者対策の推進

今日、我が国の中学卒業後の高校進学率は98.5%と高水準であり、高校中退率も全日制高校が1.0%、定時制高校が11.1%などとなっている。他方、少年院在院者の教育程度は、中学卒業者が27.2%、高校中退者が36.7%と高校進学に至らないことや高校中退したことで、社会から

ドロップアウトして犯罪や非行に結び付いている実情が明白となっている。

これらの状況を踏まえ、犯罪や非行を減らすための高校未修了者対策として次の事項を提言する。

- やむを得ず高校を中退して少年院等の矯正施設に入所した者について、収容期間中に高校卒業程度認定試験の受験を進めるための体制を強化し、出院後の進学・就学の可能性を広げること。

以上

更生保護サポートセンターの視察・ 保護司、協力雇用主等との意見交換会 実施結果報告

～国会議員等146名による実施結果を踏まえて～

平成29年5月17日

自由民主党政務調査会再犯防止推進特命委員会
更生保護を考える議員の会

我々が議員立法として取り組んできた「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に成立・施行となり、今後、国・地方公共団体・民間が連携して、地方における再犯防止施策を推進していくことが強く求められている。そこで、本特命委員会においては、更生保護を考える議員の会と合同で、我が党所属の国会議員に働きかけ、各地の更生保護サポートセンター(*)を視察するとともに、地域の安全・安心や再犯防止に献身的に取り組んでいる保護司、協力雇用主等との意見交換会を実施した。

今般、各地の視察・意見交換会に参加した数多くの議員等の意見をとりまとめ、その結果を踏まえて提言するものである。

<実施結果の概要>

参加国会議員等： 146名（国会議員：97名、代理（秘書）：49名）

視察先サポートセンター数： 52か所（1都1道2府38県）

(*) 更生保護サポートセンターは、地域における保護司・保護司会の活動拠点として、保護観察対象者に対する面接、保護司相互の保護観察等の処遇協議、協力雇用主を始めとする就労関係や福祉関係の機関・団体、地域住民等との情報交換・連携の場としての役割を果たしている。平成29年3月末現在全国に459か所設置されているほか、平成29年度予算で新たに42か所増設するための経費が措置されている。

【更生保護サポートセンター・保護司関係】

視察・意見交換会に参加した国会議員等の主な意見は、次のとおりである。

- 更生保護サポートセンターが未設置の保護司会があり、対象者と自宅で面接する負担や保護司会活動に制約があるなどの問題がある。
- 保護司会活動が活発になっているが、更なる活性化のためには支援体制が弱く、サポートが必要である。
- 更生保護サポートセンターが手狭である、遠方であるなどの制約があり、対象者との面接や関係機関等との協議などに支障が生じている。

更生保護サポートセンターは、対象者との面接場所や経験が少ない保護司に対するサポート等に活用され、保護司の負担・不安の軽減と近年急務となっている保護司の人材確保に大きな役割を果たしている。また、保護司と協力雇用主等との連携場所として、就労支援等の社会復帰施策の推進に大きく寄与しているほか、再犯・再非行防止活動の地域の要としての役割への期待が高まっている。しかし、センター未設置の保護司会は平成29年度末で385に上り、参加した国会議員等からも、更生保護サポートセンターの設置拡大が必要との意見が多数に及んだ。

さらに、いずれの保護司会にあっても活動が活発になっているが、一層の活性化のためには、これを支援する体制の構築が不可欠である。

今後、再犯防止推進法に基づく地域の再犯防止の推進の要となる更生保護サポートセンターの設置及び保護司の人材確保には、地方公共団体の一層の理解と協力が必要である。

なお、意見交換からは、保護司の定年後も引き続き地域の安全・安心に貢献したいとの尊い志を伺うこともできた。

以上の視察結果を踏まえ、次のとおり提言したい。

- 地域の再犯防止と立ち直りの拠点となる更生保護サポートセンターについて、地方公共団体と一層連携しつつ、早急に、すべての保護司会に設置できるよう財政的措置を講ずるべきである。また、広域の保護司会については複数のサポートセンターを設置すること。
- 保護司の負担を軽減し、保護司・保護司会活動の一層の活性化を図るため、保護司会の活動を支援するアドバイザー（保護司 OB 等を活用）を配置するための経費を措置するべきである。
- 地方公共団体は、保護司会からの要請に応じ、更生保護サポートセンターの公的な施設等での設置とその運営に対する積極的な支援に努めるべきである。
- 地方公共団体は、保護司適任者の安定的確保のために、保護司候補者に関する情報提供のほか、職員の保護司への就任や保護司会活動を支援する担当職員の配置などについて積極的に協力すべきである。

【就労支援・協力雇用主関係】

視察・意見交換会に参加した議員等の主な意見は、次のとおりである。

- 地方公共団体による対象者雇用の取組は、次第に広まってきているものの、依然限られた地域にとどまっている。
- 協力雇用主に対する入札優遇措置については、建設業のほか、清掃等のサービス業務における優遇措置が有効である。
- 根気強く仕事を続けさせるための支援が弱く、就労後の離職が少なくない。
- 特に、若者の雇用については、仕事の指導に加えて社会人としての指導や精神面での支援も必要であり協力雇用主の負担は極めて大きい。

再犯・再非行の防止に極めて重要な刑務所出所者等の雇用は、民間の協力雇用主にその多くが担われているところであるが、社会全体で再犯・再非行の防止を進める観点から、犯罪・非行からの立ち直りを目指す人の就労支援について、国とともに地方公共団体による取組の推進が必要である。特に、刑務所出所者等については、雇用の促進とともに、就労後簡単に離職しないように就労継続を支援する取組が必要である。また、協力雇用主の労苦に報い、その功績を周知することも重要である。

このほか、参加した国会議員からは、若者の雇用に係る支援の充実と並んで、増加する高齢の出所者のうち就労可能なものの雇用促進のための支援の充実についての意見も寄せられた。

以上の視察結果を踏まえ、次のとおり提言したい。

- 国及び地方公共団体において、対象者の直接雇用や協力雇用主に対する入札優遇措置等の就労支援策が充実されるべきである。
- 就労後、様々な理由で仕事が続かない者の就労継続や就労可能な高齢の出所者の就労を支える事業、若者を雇用する協力雇用主に対する支援の充実策を講ずるべきである。
- 協力雇用主の活動の意義を広く国民に周知し、栄典や各種表彰等の充実を図るべきである。

このほか、参加議員からは、対象者が就職する際に住居の確保が難しいことが多く、就労と住居の確保を合わせて支援する必要があるとの意見も寄せられた。このことから、住居確保に極めて重要な役割を担う更生保護施設に関して、平成28年3月31日の本特命委員会による「矯正施設・更生保護施設 視察結果報告」を踏まえ、改めて次のとおり提言したい。

- 更生保護施設について、引き続き職員体制の整備が不可欠であり、平成29年度の体制整備状況を踏まえ、早急に、残る22施設に常勤職員を1名増員すべきである。

以上

更生保護サポートセンター視察参加国会議員一覧

[五十音順・敬称略]

(*は代理参加)

逢沢一郎、青山周平、赤枝恒雄、赤澤亮正、あかま二郎*、秋葉賢也、朝日健太郎、麻生太郎*、穴見陽一、あべ俊子、安藤裕、石井浩郎*、石井正弘、石崎徹、石田真敏*、磯崎仁彦、稲田朋美*、井上信治、井上貴博*、井原巧、今村雅弘*、岩田和親、岩屋毅、うえの賢一郎、遠藤利明、大家敏志*、大塚高司*、大野敬太郎、大見正、岡田直樹*、岡田広、奥野信亮、鬼木誠、小野寺五典、尾身朝子*、梶山弘志、勝俣孝明、門博文、加藤寛治*、金子原二郎*、金子万寿夫、金田勝年*、神谷昇*、神山佐市、黄川田仁志、北川知克、北村茂男、北村誠吾、木村弥生、上月良祐*、古賀篤、古賀友一郎*、國場幸之助、後藤茂之、こやり隆史、酒井庸行、坂本哲志、笹川博義、佐々木紀、左藤章、佐藤啓、塩崎恭久*、島田佳和、島村大、自見はなこ*、白須賀貴樹、菅原一秀、助田重義、世耕弘成*、そのだ修光、園田博之*、高木毅、高木宏壽、高橋ひなこ、滝波宏文、田所嘉徳*、田中和徳、田中英之、田野瀬太道、田畑裕明、塚田一郎*、津島淳、鶴保庸介*、富樫博之、とかしきなおみ、富岡勉*、中泉松司*、長尾敬、永岡桂子、中谷真一、中西健治*、中西哲*、二階俊博*、西銘恒三郎、二之湯智*、丹羽雄哉*、額賀福志郎*、馳浩、鳩山二郎*、葉梨康弘、馬場成志、原田憲治、原田義昭、比嘉奈津美、平井たくや、平口洋、平野達男、福岡資麿*、福山守、藤井比早之、藤川政人、藤原崇、古川康、星野剛士、堀井巖*、堀内詔子、前田一男、牧原秀樹、松川るい*、松村祥史*、松山政司*、三木亨*、御法川信英*、宮内秀樹、宮川典子、宮腰光寛*、宮崎政久、宮澤博行、宮路拓馬、務台俊介*、村井英樹*、村上誠一郎*、元榮太一郎*、八木哲也*、保岡興治、山下貴司、山下雄平*、山田賢司、山田修路*、山本公一*、山本順三、山本拓、吉川貴盛、和田義明、渡辺猛之、渡辺博道